

# 議会だより



【町内でエゾシカ一斉捕獲を実施！  
～北海道猟友会余市支部古平分区～】

▲メンバーで捕獲手順を確認

## — 内 容 —

- ◇令和3年第4回積丹町議会定例会  
一般質問
- ①町営住宅の入居者資格について……2～4
- ②スマートフォン等を使用した子供の  
いじめ問題について……4～6
- ③養殖漁業について……7～10
- ◇決算審査特別委員会の審議状況について…10～27

- ◇議員活動  
○後志町村議会議員研修会………27
- ◇議員派遣  
○議会議員要望活動・民間施設の視察を実施…28
- ◇議会の主なる動き………29
- ◇議会一口メモ………29
- ◇積丹町議会・委員会出席状況………30
- ◇編集後記………30

# 令和3年第4回積丹町議会定例会

令和3年第4回積丹町議会定例会が12月14日に招集され、報告2件、議案17件、意見案1件が審議され、同月17日に閉会しました。

## 一般質問

記載の一般質問は要約しています。

### ① 町営住宅の入居者資格について

田村 雄一 議員



松井町長答弁

現行の公営住宅

#### 質問

町営住宅管理条例及び同施行規則には、動物の飼育を禁止する条項は特に明記されていないようですが、動物を伴侶とされている方々に対してどのような考えで対処されているのでしょうか。また、盲導犬や介助犬等の取扱いについても伺います。

法、積丹町営住宅管理条例、同規則には、具体的な規定はありませんが、身障者補助犬法に基づく盲導犬、介助犬、聴導犬として認定を受けている補助犬を伴い公営住宅を利用される場合を除き、公営住宅法や条例の運用の中では、公営住宅施設で共同生活する入居者の適切な管理義務として禁止するべき取扱いになっています。ただし、鳴き声、ペット臭、抜け毛などで周囲に与える影響や公営住宅内施設を著しく損傷させる恐れがなく、小型の水槽や飼育籠(かご)で飼育可能な小動物につきまして

は例外として認められている取扱いと理解しています。

また、そうした取扱いの趣旨については、一方で、動物の飼育については、動物の愛護及び管理に関する法律、また、家庭動物等の飼養、保管に関する環境省基準の中で、「動物の所有者または占有者は、動物が人の生命、身体もしくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、または人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。」と定めており、動物の所有者、占有者のそうした責務規定の趣旨等も勘案して、公営住宅での飼育は許可すべきでない判断されていることで取扱っています。

また、そうした取扱いは、様々な裁判事例等も踏まえたガイドラインに従い、公営住宅の入居許可時に町営住宅入居者のしおりをお渡しし、その内容を説明しており、その中で公営住宅の共同生活者としてのマナーの遵守と適切な公営住宅の生活環境保持の重要性の観点から、ご理解とご協力をお願いしています。

#### 再質問

本町の場合、隣は空き家、その隣もまた空き家という状態ですし、大好きな動物と共に暮らすということの重要性や価値というのはすごく高いはずで、そのような方々が、例えば雪や孤独死の心配などを抱える様々な生活環境の中で、隣に声をかけたら人がいるという町営住宅で生活するためにお手伝いはしなければならぬ話だと思えます。

これは町営住宅ではなく介護での現場の話ですけれども、大好きな動物と暮らすことを諦めることは、生活の高さといったものを削ぐ(そ)ぐものとして、犬や猫と共に入居できる介護施設があります。ほかの事例では、介護施設で犬を飼っており、働く方々は仕事以外に動物の世話もしなければならぬことになるのですが、面白いことにそういった施設の施設長に働く方々の負担について聞いてみると、その施設で働きたいという希望で、職員募集したらたくさんの方の応募があり、人手に困ったことではないということでした。私は、すごく分かるような傾向であり、そのように希望される方々は非常

に増えてきていると思います。

各市町村を調べてみましたけれども、動物と一緒に暮らせる共同住宅というのはなかなか見つかりませんでした。迷惑を受けたくない住民もいるでしょう。動物と離れて暮らすことができない住民もいると思います。そのようなことを解消する策というのは、何かあるのではないかと思っております。住み分けをすれば、もしくは共同住宅に入っている方々が私達もお世話をするから良いのではないかとか、そうなってくれば一番良いと思います。住み分けした形だったら積丹町に引っ越したいという方々がいるかもしれません。

先程お話ししました介護施設の話ですが、人手に困らないということで動物を飼う時代に突入していると思いますので、理解してあげることが必要だと思います。急ぐ話ではありませんので、善処を考えてもらいたいと思います。

**松井町長再答弁** 動物を介して人間社会が癒しや治療や療養など動物セラピーという観点からの共

生社会という時代が来ているとすれば、町長はどのような認識かとお尋ねと私は理解しました。しかし、現行の法律と私たちの実社会との間で様々なギャップがあることについては事実であります。動物セラピーの本格的な共生社会の時代の到来には私はもう少し時間がかかるような気がします。

また、一方では、動物の愛護及び管理に関する法律の中で、動物の飼養者の責務規定も強化されており、動物の所有者、または占有者は、動物の愛護及び管理に関する責任を十分自覚して、動物をその種類、習性等に応じて適正に飼育し、また、保管しなければならぬという動物愛護の精神を定めております。特に近年の動物愛護に反するような社会行動については、厳しく問われていることもこうした法律に基づいていることだと思えます。

公営住宅の入居時にそうした相談を受けたときに、町職員が駄目なものは駄目だというような説明をしているとすれば、もう少し現行の公営住宅法の運用の趣旨を理解いただくような説明をしなければならぬ

ばならないと考えます。

大変残念なことですが、現実とその難しさは、過去に本町でも上下階の関係で、ペットの鳴き声、足音、臭気等で体調異変を訴える入居者から公営住宅管理者としての町へ申出がありました。それは、入居者に入居条件をしっかりと遵守させていたいただきたいと改善を求める苦情を訴えられた事例で、他市町村が管理する公営住宅のみならず、道営住宅でもそうした事例が報告されていますから、その両立には、もう少し動物との共生の成熟社会の深化に時間をかけていかなければならないのではないかと思っています。

一方私ども行政は、現行の法律に基づいてそれぞれ公営住宅を建設し、その目的に沿った公営住宅の利用が図れるように適正な管理をしていかなければならない責務があるわけですから、その難しさについても、入居時に、あるいは入居してからも親切丁寧にお願いを申し上げて、理解いただくということが今取れる一つの方策でないかと考えています。

## 議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所と氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。

詳しくは、議会事務局にお問合せ下さい。

電話：44-3380

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用及び手指消毒の上、間隔を空けて着席ください。



## 再々質問

私は、基本的に町民は、相手に危害や迷惑をかけなければ自由に暮らす権利があると思っています。勿論、大好きな動物と暮らす権利も含まれており、それで充実した生活が送れるのであれば、迷惑と感ずるべきだと思います。ただ、迷惑と感ずる人達との感覚のバランスに問題があるのであれば、問題を取り除いて、積丹町で大好きな動物と最期まで共に暮らせる環境作りを私は希望しますし、それが当たり前のような気がします。

## 松井町長再々答弁

私も行政は現行法に基づいて公営住宅を建設し、適正な管理を行い、必要とする方々に安全・安心な住環境を提供するという責務があります。動物との共生社会とはいいいながら個人差もある中で、様々なトラブルが発生したときに、共同生活する環境や公営住宅の中で地域のコミュニティをどう維持しているのかということも秤(はかり)にかけて考えなければならぬと思います。日常的な公営住宅の管理の中でも様々な苦情は、どちら

かというと一方通行なのかもしれませんが、行政にはできることとできないことありますが、私は真摯に誠意を込めて理解いただくような努力をすることが行政あるいは行政マンには必要ではないか、私も含め職員がしっかり意識しながらこれからの行政対応に努めていかなければならないと考えます。



## ② スマートフォン等を使用した子供のいじめ問題について

田村 雄一 議員

### 質問

スマートフォンを使用したいじめが起因と疑われます旭川市の女子中学生の凍死が報道されていましたが、報道後、積丹町において何らかの対応措置は取られたのか。また、町内における子供のスマートフォンなどの保有率についても伺います。

### 十河教育長答弁

この度の田村議員のご質問は、今年3月に旭川市内で凍死体で見つかった女子中学生がいじめを受けていた疑いがあるとされている事案と思います。

1点目の報道後、積丹町において何らかの対応措置等は取られたかとのご質問ですが、各学校においては、いじめの未然防止や早期発見、早期解決を図るための「いじめ防止基本方針」や「いじめ防止対策マニュアル」を策定し、日頃から児童生徒に対し指導を行っ

ております。また、本町では道教委のスクールカウンセラー等活用事業を活用して、町内全ての学校に定期的にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者からの相談に対応できる体制を整備しているほか、道教委による子ども相談支援センターの来所相談や24時間体制での電話・メール相談、道教委出先機関の教育局による教育相談電話、道立教育研究所の来所・メールによる教育相談などを児童生徒に周知し、いじめの未然防止に取り組んでいます。町教育委員会としては、旭川市の事案を踏まえ、去る11月29日開催の定例校長教頭会議で、いじめの防止対策として、報道にあるような重大事態に至らないためにも、校内でいじめが疑われる事案があれば教職員が積極的に行動するように改めて注意喚起を行っています。

2点目の町内における子供のスマートフォン等の保有率についてのご質問ですが、スマートフォン等の携帯電話は、学校での教育活動に直接必要のないものでありますので、小学校、中学校では例外的な場合を除き、学校への持込みは原則禁止しております。その上で、児童生徒への指導上、学校が把握しているところでは、児童生徒自らが使用できる専用のスマートフォン等の携帯電話は小学生で約15%、中学生で約63%が所有している状態です。

旭川市の事案は、旭川市教育委員会がいじめ防止対策推進法によるいじめの重大事態として認定し、現在、第三者委員会にて調査を行っています。この事案の全容は未だ明らかではありませんが、一般的にはスマートフォン等の携帯電話が小学生や中学生に普及する中、さまざまな行き違いから友人間でのネットを介したいじめに発展したり、犯罪に巻き込まれるケースもあることを踏まえ、町教育委員会としてはスマートフォン等の使用について、様々な機会を通じて児童生

徒、保護者への情報提供や指導、情報モラル教育を進めるよう学校に指導し、引き続きいじめの未然防止に努めていきたいと考えています。

#### 再質問

高校生が死亡する事件が昨日か一昨日ありました。スマートフォンで高校生を誘い出すという形で、まだ殺人事件とか薬物事故だとか報道されてきました。教育長は、学校等でマニュアルがあり、そのとおりに行動されているとおっしゃいますけれども、高校を含めどこの学校でもそういうような対策を実施している中で、事件なのです。スマートフォンの便利さは素晴らしいですが、その分リスクも大き過ぎて、このような事件が起こるので、どう対応したら良いのかということですね。旭川の場合もちょうど思春期で何にでも興味を示す年頃の中でちよつとした弾みが、後戻りができなくなってしまう形でどんどん進んで行ってしまいうように感じるので。

その初期段階で私達大人や教育委員会が、子供に対してできるこ

とがあるだろうと思っています。

マニュアルにありましたから、こうだ、ああだではなく、一番良いのは初期段階の少し変だなと思う段階で誰かに相談してくれることができれば一番良いのですが、そういうことを常に親から子、学校から児童生徒へと、地域の皆さんで相談できないものかと思えます。例えば性的な問題だったとしたら相談しにくいと言いますが、それは決して恥ずかしいことではないと、特に気を付けて相談に乗ってあげる。決して恥ずかしいことではなく、みんなが経験することだということなことをきちんと教育することが大切だと私は思っています。恐らくは手を付けたことがない問題のような気がします。私にはそういったことに始まり、後戻りできなくなってしまうような状況を決して作ってはいけないと思いますので、初期段階のそういう思いは、決して恥ずかしいことではなく、誰もが経験する普通のことだと子供達に指導してあげることって大切なのではないかということが私の意見です。教育長はどのように考えているのかお伺いし

ます。

#### 十河教育長再答弁

スマホ等を介したいじめ等について初期段階でできるだけ早期に対応することができないのかというご質問です。私もこうしたネット上でのいじめによって悲しい事態というのを少しでも防いでいきたいという思いであり、ご指摘のとおりだと思います。また、未然防止とともに、特に初期段階に気づいて対応することも大変重要だと考えています。

そうしたことから、学校でもスマートフォンの使用に関して、家庭での利用時間や利用方法のルールづくりやフィルタリングの設定などを保護者に対してお願いしています。また、児童生徒に学校から機会あるごとに指導もしているところです。特に長期休業前には生活のきまり等を児童生徒に配付しますが、その際にも改めて児童生徒に対して指導しています。さらに、小学6年生の児童に対しては、例年1月末から2月にかけて中学校の一日体験入学があり、この際には保護者も出席されるので、

児童と保護者に対して、スマホ等を使うときの注意事項などを十分に指導しています。

また、中学生ではスマートフォン等の所有が大きく増える状況なので、中学校ではネット上での不適切な書き込み等をチェックするネットパトロールを毎月定期的の実施して、不適切な書き込みがないかチェックしております。このチェックで該当があった場合には直ちに指導することとしておりますが、これまでのところそうした事例は、出てきていない状況です。

大事なことは、教職員と児童生徒の間で互いの信頼関係が構築されていて、児童生徒が何か困った時にすぐに教職員に相談ができることが最も大切だと考えています。また、教職員に対しても、日頃から児童生徒の状況をよく見て、少しでも異変があったら状況をきちんと確認をするよう指導しています。

繰り返しになりますが、いじめ等についてはとにかく早い対応が必要だろうと考えていますので、地域の方々も含めて、何か異変等があった場合にはすぐに学校や教

育委員会にお知らせいただければと思っております。

### 再々質問

犠牲になるのは圧倒的に女生徒の方が多いような気がします。初期段階で相談できる体制作りというのはなかなか難しいかもしれませんが、もし女性が多いとすれば、とにかく学校の現場や親御さんのほかに、せっかく教育委員会に女性スタッフなどもおられますので、教育委員会自体が子供たちのことをとても心配しているという雰囲気醸し出すようであればならないと思っております。難しい問題だと思いますが、何らかの方法でそのようなことをアピールし、小さな相談事でもいいので、教育委員会にも相談しやすいムード作りをして欲しいと思います。

### 十河教育長再々答弁

ネットを介してというか、スマートフォン等を使用したようないじめ等の場合、圧倒的に女性が犠牲者になるケースが多く、教育委員会には女性スタッフがいますので、教育委員会でも相談が受けられるようにす



▲教育委員会

べきではないかというご質問かと思えます。教育委員会には常に女性スタッフがいます。学校だよりや生活の決まり等にいじめ等の相談先のことを載せる際には、教育委員会でも受けられることも記載するなど周知していきたいと思えます。

車に乗ったら

シートベルトを

締めましょう

スピード違反・飲酒運転・

無理な運転は

絶対やめましょう。



### ③ 養殖漁業について

石田 弘美 議員



#### 質問

日本を含め世界各国は、地球温暖化対策について議論を重ねていますが、効果的な対策ができていない状況です。積丹町も、近年夏季に連続した真夏日を観測し、10年、20年前と比べ気温が上昇していると感じています。積丹町の基幹産業である農業や漁業もこの地球温暖化の影響を受け、特に漁業は海水温上昇によりイカ等の回遊魚の不漁が続いており、漁業者には厳しい状況になっております。道東の太平洋沿岸では海水温上昇が一因となる赤潮が発生し、ウニ、サケなどの水産物に多大な被害をもたらしました。これと同

様に当町沿岸でも海水温上昇によりウニなどに被害が発生すると、漁業だけでなく観光業にも大きな影響が想定されます。管内沿岸町村では、漁業者の安定収入を目指し、カキ、ホタテ、サーモン等の養殖漁業を計画・実施しています。積丹町ではこの養殖漁業についてどのように検討しているのか、次の3点について伺います。

- ①この20年間における積丹町沿岸の海水温の変化について
- ②養殖漁業について漁業者や漁協と話し合いが行われてきたかどうか
- ③養殖漁業の検討及び計画内容について

#### 松井町長答弁

1点目の20年間の積丹町沿岸の海水温変化については、道立総合研究機構が実施しています。美国漁港から北北東へ約25キロ、水深100メートルの沿

岸域の4月時点の定点観測では、20年前(平成13年)5.7度、15年前(平成18年)4.8度、10年前(平成23年)7.2度、5年前(平成28年)5.9度、今年(令和3年)6.5度という結果です。

一方で、当町で生産されている主要魚種の漁獲高の変化では、スケトウダラは、20年前317トン、15年前213トン、10年前124トン、5年前103トン、令和3年は145トンという状況です。

ような観測時の水温や漁獲高の変動が地球温暖化の影響かどうかについては、他の要因も複合的にあるのかどうか、もう少し科学的な解明の知見が待たれるところではないかと考えます。しかし、一方では現実に今年発生しました太平洋沿岸の赤潮につきましても、発生の原因について解明が待たれていると考えます。

2点目の養殖漁業について、漁業者や漁協と話し合いが行われてきたかどうかについては、当然のことながら、町は共同漁業権漁場を有しているわけでありませんが、漁業者、漁協とも協議しながら、町の水産政策の一環として推進している、広義の『つくり育てる漁業』として捉えた場合には、①平成16年4月の漁協広域合併前の取組としてホタテ養殖、ノリ養殖、アワビ稚貝の放流、エゾバフンウニの採苗及び放流があったところから、②漁協の広域合併後の取組は数多くあり、ウニ籠海中肥育が幌武意、余別地区で、ウニ陸上蓄養は美国地区のほか旧しゃこたん漁協地区でも来年から進めるべく今準備を進められています。③ホ

ソメコンブ養殖が幌武意、余別地区等で、また、長年実施しているウニ種苗放流、サケ稚魚放流、サクラマス稚魚放流、ヒラメ、ニシン等の放流、ナマコ人工採苗放流、ウニの深淺移殖、岩のり天然礁の造成、漁業者団体等が自主的に実施しているウニの密度管理や母藻の設置等々に取り組んできた経緯にあります。

3点目の養殖漁業の検討及び計画の内容についてはですが、2点目でお答えしたように、これら近年の取組のうち、資源の増殖や添加としての種苗や稚魚の放流以外の取組は、ウニ籠海中飼育やウニ陸上蓄養、ホソメコンブ養殖などの取組がありますが、実証試験事業の段階だと考えています。したがって、本格的な養殖、蓄養の事業化事業をどう進めるかは、実証試験事業の結果を生かして今後の事業化事業に向けた構築の検討が待たれている状況と考えます。

後志管内の漁協で実施しているカキ、ホタテ、サーモン等の養殖事例の全てが事業化事業とし実施されているかどうかについては、詳しい情報を得なければならぬ

と考えます。ただ、一般的にそうした養殖事業を進めるためには、適地調査と漁場の調整という重要な取組が必要です。また、効果実証試験や事業化可能性調査も必要で、事業化可能性調査では、事業の運営主体はどこが担うのか、どのような運営方法を取るのか、採算性はどうか等々、事前調査事業等の実施が不可欠です。また、そうした事業化事業の構築のための受益者負担を含む財源をどのよう

に調査していただきましたが、原因の特定はされませんでした。北の海に育つエゾバフンウニやキタムラサキウニに対し、高水温は決して良い生育環境ではないと思います。

今後また地球温暖化による海水温の上昇が言われていますが、ウニ等に悪影響を与え、漁業者の収入が減少することが予想されることから、養殖漁業の検討が必要であると思います。様々な養殖漁業を実施するに当たっては漁業者や漁場などを検討する時間が相当数必要になります。実証試験事業の取組状況の答弁もありましたが、今すぐにも養殖漁業について、水産試験場や水産指導所などの協力を得ながら、漁協、漁業者と共に話し合っ

再質問 町長もご存じだと思えますが、平成元年度に、積丹町沿岸で水産種苗生産センターの稚ウニを含め、自然界で多数のエゾバフンウニが死滅したという事象がありました。その原因として、高水温、また寄生虫が要因として考えられ、様々な調査を北大を中心

に話し合っ

松井町長再答弁 私は、今こういう時だからこそ『つくり育てる漁業』の観点から、取組や意識改革にぜひ取組んでいただきたいということを常々漁協にも申し上げてきました。

そして、危機感を感じた漁業者の活動団体が、自ら現状の課題を研究したり、乗り越える検討や実践の取組をする場合には、意識が高ければ現在の国の水産政策の中で財政支援措置もありますので、ぜひ取組んでもらいたいですし、大いに期待しています。役員内の職員体制も水産普及指導所の所長を経験され、初任地が積丹町の管轄だった退職者に着任していただき、現在も頑張ってもらっており、内水面水産試験場の場長経験者で当町の河川を熟知している方を同じような考え方で配置してききました。

しかし、問題は漁業者の意識をどう結束するか、そして、実証試験事業やその前段での適地調査事業等を行うにしても、やはり漁業権、漁場を有しているのは漁業協同組合ですから、積丹町内のそうした意識の高い漁業者の方々の思



▲静穏域を利用したウニの海中籠飼育(余別漁港内)

いをぜひ漁業協同組合の組織やその経営の中で生かしていただきたい思いを申し上げてきた面からは、非常にもしかしさと残念さを感じている状況です。

ご指摘の海水温の調査についても、漁業者が無理だとしたら、漁業協同組合が指導事業の一環として前浜の海水温を定点観測したり、漁業者自らがデータを認識することが大事だと思います。

余別沖の大型魚礁の成果をビデオ映像で見て漁業者自身が魚礁の

評価の取組をしたことが、道の公共事業の拡大につながり、実現しつつあることなども1つの例だと思います。一方では、魚礁があることよって網漁業が障害になるという漁業調整上の難しい課題もあり、農林水産課職員や町長が現地へ調整に入っても容易に解決できることではないので、漁業者や漁協が今の時代認識をしっかりと捉えることが大事だと考えています。

### 再々質問

養殖漁業について、

町長が様々、漁業者や漁協などにこれまで話をされてきているが、なかなかそういった意識の高まりや、当然行政が調整できない漁場などでは大変ご苦労なことだと思います。ただ、先ほど4月時点の道総研の海水温度も答弁されましたが、ウニはご存じのように6月から8月が漁期で、漁場は当然水深100mとかというような位置ではない中で、水深10mなのか、5mなのか、沿岸に近い箇所定期的に水温を測るなどして、実際積丹町沿岸の海水温がどのように変化しているか、そういったことをやらないと、要はウニなどに代

表される浅海資源はどうなっているのか、海の状況はどうなっているか把握できないと思います。

それと、回遊魚のイカ、スケソウダラなどは年々漁獲量が減っているというような答弁も先ほどされておりましたが、それに従事する漁業者の数も減っていますことから、基本的な漁獲量が総体的に落ちたかどうかという検証、要は経営体数でそれを割り引いたらどうなのかなどの部分的な検証もしていただきたいと思います。それが実際1隻当たりどれだけの漁獲量があつて、漁獲収入があるのかも検討しながら、養殖漁業を行う漁業者が将来困らないように町長にはご苦労をおかけしますけれども、再度漁業者、漁協とも前進するようにしていただければと思います。ありがとうございます。

### 松井町長再々答弁

ご指摘のよ

うに海洋の変化の中で、海域の環境モニタリング調査情報の共有は、試験研究機関が実施しても漁業者がそうした知見と一緒に把握しなければ駄目で、道東の赤潮については、漁業者も試験研究機関も分

からないという海況把握の難しさはありますが、海況データに関心を寄せることが大事だと思います。

また、国の次期漁場整備計画の検討の中では、海況変化に応じた漁場整備と新たな資源管理の取組を連携させた漁場整備の重要性を掲げています。これは、つくり育てる漁業の理念に立って適正に漁場を管理し、種苗を育成して資源をコントロールしていく海洋環境変化への対応策です。今後、この2つの課題に取組めるかどうかによって、全国でも地域差が出てくるのではないかと思います。特に日本海は、太平洋、オホーツク海に比べて、漁家収入が4分の1だと言われており、私も沿海の首長もその対策を強く訴えております。しかし、今、太平洋、オホーツク海で秋サケも獲れない、親魚から卵も取れない、稚魚が生産できない、秋サンマも来ない。また、ウニへの赤潮のこうした状況からしますと、他の道内の海域から見ると日本海地域に対する見方も厳しい現状にあると思っております。日本海は日本海なりに漁業の歴史の違いがあつて、漁業に対する

捉まえ方が違う部分もあると思いますが、同じ北海道の中での日本海漁業は今どう見られているのか、どういう位置付けなのかということをしつかり認識していくべき時代だろうと思っています。

町の自治体としての水産政策も数多くある産業政策の一つでありますから、水産業だけということにはならない部分があります。が、もう少し突っ込んだ漁業協同組合とのやり取りをしなければならぬと思います。しかし、議員もご承知のとおり、残念ながら理事会に町職員や町長が出席することはかなわない事情もある面から申し上げますと、議員ご指摘のような観点から、農業、漁業、商工観光業の団体の代表や役員の方々、また、組合員や会員の皆さん方と議員がぜひ意見交換するよいな機会を議会論議の場として持つていただければと思います。自治体の水産政策には限りもありませんが、できる限りの力を担当職員共々尽くしてまいりたいと思います。

## ◎決算審査特別委員会の審議状況について

令和3年第4回定例会会期中、決算審査特別委員会（海田一時委員長）が開催され、令和2年度積丹町各会計の決算について審査した結果、すべてを認定すべきものとして決定されました。

主たる質疑、応答の要旨をお知らせいたします。

☆審議の日程 令和3年12月15日から12月17日まで

### ◎主たる質疑応答の要旨

※令和2年度積丹町一般会計決算

#### ★歳入一括

**佐藤委員** 町民税と固定資産税について、地方税法上、滞納された税金の徴収権は5年で時効を迎えると思いますが、時効中断に必要な手続は何か伺います。

**西川税務課長** 差押え、誓約文の取り交わし、督促状の発行です。

が満了し、債権が消滅し不納欠損となります。

**佐藤委員** 固定資産税の不納欠損額63万9,000円の内訳を教えてください。

**西川税務課長** 町内外含めて111件になります。

**佐藤委員** 不納欠損した理由について、住所不明や本人死亡、生活保護に変わった場合等111件の内訳を教えてください。

**西川税務課長** 生活保護の方が6名24件、死亡し相続放棄された方が1名4件、資力がなく施設に入所している方が1名4件、行方不明の方が1名4件、町外在住者で連絡の取れない方が14名75件となります。

**佐藤委員** 町民税及び固定資産税の収入未済額について、町民税現年度分82万1,420円、滞納繰越分1,332万6,325円及び固定資産税現年度分78万6,800円、滞納繰越分460万2

00円の内訳を教えてください。

**西川税務課長**

町民税現年度分は21名、滞納繰越分は43名、合計64名で、実人数は61名です。固定資産税現年度分は44名、滞納繰越分は58名、合計102名で、実人数は73名です。

**佐藤委員**

滞納繰越分の徴収について、12月9日付けの道新に渡島管内森町で、滞納繰越金2億円が徴収不能という記事が掲載されていました。これは莫大な金額だと思えますが、積丹町では徴収を怠っていることはありませんか。

**西川税務課長**

当町では、ありません。

**石田委員**

歳入、税外収入について、他町村では債権管理条例により滞納事務が実施されていると思いますが、積丹町でもスムーズにできるように債権管理条例の制定について、検討や実施をどのように考えていますか。

**西川税務課長**

債権管理条例制定等について、平成26年頃から庁内

で収納対策検討会議等を数回にわたって行った経緯と、議会全員協議会においても平成31年に町税等収納対策実施状況等や債務管理について協議してありますが、進捗していないというのが実態です。道内の当町同等規模町村に実施したアンケート調査の結果では、36町村ほど未回答でしたが、制定していないところが29町村あったという状況です。そうした状況を踏まえ、今後検討していきたいと思っています。

**石田委員**

滞納事務を担当している職員の負担を軽減するために、も前向きに、債権管理条例を検討してもらいたいと思います。

次に、農林水産業費負担金の予算額5,757万1,000円に対する収入が1,113万1,780円で、予算と収入に差がありますが、なぜ減額したのですか。

**岩間農林水産課長**

予算額は分

収造林地の保育施業、婦美団地・六地区基幹作業道整備、余別団地

基幹作業道整備、余別団地間伐の4つの事業の歳入を見込んでいた

したが、2つの事業で入札不調等となり、その予算を繰越明許費として翌年度に繰り越しています。

**石田委員**

総務手数料中、督促手数料の不能欠損額7,000円に至った理由と根拠を教えてください。

**西川税務課長**

本税に係る不納欠損された督促手数料になります。

**石田委員**

督促手数料が、本税と一緒に不納欠損されたということですか。

**西川税務課長**

おっしゃるとおりです。

**馬場委員**

野外スポーツ林スキー場使用料について、収入済額が10万5,700円、海洋センター使用料50万8,927円ですが、小学生と大人の内訳を教えてください。

**山崎学校教育課長**

野外スポーツ林スキー場は、大人7万1,700円、子供3万4,000円です。

海洋センターは、50万8,927円の内、47万2,530円が海洋センター使用料となり、大人37万2,100円、子供10万4,300円です。

**馬場委員**

スキー場と海洋センター（アリーナとプール）の使用料について、当町でも子供・子育てに係る様々な施策が展開されていますので、沢山利用してもらう観点から、子供分の使用料を無料化することはできませんか。子供・子育て関連に係る独自施策がもしありませんが、検討はできませんか。

**山崎学校教育課長**

海洋センターは子供の体力向上やレクリエーションの振興、また、スキー場は冬期間の健康増進のための施設で、近年、子供の学力とともに体力の向上が叫ばれている中、両施設とも当町にとってなくてはならない大事な施設です。その上で公共施



▲海洋センター

設として管理していく中で、財源の確保や応分の負担は、海洋センターやスキー場のみならず受益者にこれまでも求めていますし、使用料を徴収することで、施設を大事にしてもらう一面もあると考えます。他の公共施設との整合性を図りながら、子供・子育ての観点から可能かどうかを考えたいと思います。

**馬場委員** B & Gの第3の居場所、利用者無料となっていたと

思います。同じ条件が可能であれば、子供・子育てに関する観点から無料にしてほしいです。子供の体力向上等は、非常に大事な要素ですので検討して下さい。

次に、利子及び配当金の収入済額40万7,415円の内訳を教えてください。

**平島企画課長** 主な配当金の内訳は、(株)ペンシユラが約31万3,000円で、(株)積丹観光振興公社については無配当です。

★2款総務費

**佐藤委員** 災害対策費中、工事請負費内訳は、当初予算2,700万円、北海道総合行政情報ネットワーク衛星アンテナ移設工事2,500万円、原子力防災車両車庫設置工事200万円ですが、不用額709万円の内容を教えてください。

**下山総務課長** 工事契約による入札結果によるもので、内訳は、総合行政ネットワークのアンテナ移設工事の落札額1,799万6,000円、約700万4,000

円の入札減、車庫設置工事の落札額191万4,000円、8万6,000円の入札減です。

**岩本委員** 財産管理費の需用費と役務費中、定住促進住宅関連についての利用実績はどうだったのですか。

**平島企画課長** 定住促進住宅は1件入居しており、令和元年8月14日から令和4年8月13日までの契約です。移住体験住宅は、令和2年度の利用実績は1件2名という状況です。利用期間は、令和2年7月3日から同年9月1日までの60日間です。

**岩本委員** 負担金補助及び交付金の中に地域間交流推進事業補助金がありますが、利用実績と内容はどうかだったのですか。

**平島企画課長** 令和2年度は、コロナ禍の状況の中で、よさこいソーラン祭りや刃物まつりが中止でしたので、参加はしておらず、支出はゼロです。

**岩本委員** この度の積丹町過疎

地域持続的発展計画の中で、移住定住、地域間交流の促進、人材の育成はとりわけ重要な項目だと思いますが、その対策として、ア、移住定住では、特定地域づくり事業協同組合制度などを活用した雇用期間の拡充、イ、地域間交流、人材育成では、特定地域づくり事業協同組合制度などを活用した人材の育成という計画が載っていますが、「特定地域づくり事業協同組合制度」とは、令和2年6月4日施行の「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」を根拠として創設された制度だと思えますが、組合の設立に当たっては組合員の確保、4者以上の事業者を集める必要、事務局職員の確保、関係機関への事前相談、派遣職員の募集方法の検討の4つの点が重要だと思えますが、積丹町において、この4つの中で難しいと思われる点は何だと考えていますか。

**平島企画課長** 特定地域づくり事業組合制度の活用は、新しい過疎計画の中の項目で、人材確保の

観点から位置づけているものです。この制度は、令和元年12月に公布され、令和2年4月4日から施行されている地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が根拠となっております。

地域人口の急減に直面している地域で就労その他の社会的活動を通じ、地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する地域づくり人材を育成、確保することを目指しているものです。都道府県からの認定を受けて、中小企業等の協同組合法に基づく事業協同組合として位置づけられ、地域全体の色々な仕事を組合せて年間を通じた仕事を創出し、地域の担い手の確保が期待され、国からの財政措置もあります。活用の難しさは、設立に4事業者以上の出資が必要であること、事務局体制の維持、事業計画、認可手続等の様々なクリアしなければならぬ難しい問題があると認識しています。

#### 岩本委員

4項目の中で、事務局職員の確保については会計年度任用職員、地域おこし協力隊OBやOGを考えていると思いますが、

事務局職員の確保の他、何か考えはあるのですか。

#### 平畠企画課長

現在、制度活用の検討がまだ具体的には進んでいない状況ではありません。法律に基づく事業組合も令和3年5月末現在では道内で1自治体のみ設立している状況です。当町では今、官民連携の地方創生を推進している中で、民の力で新しい企業が設立している状況ですので、そういった企業の方々と連携しながら今後のこの事業組合の体制づくりを町内の産業経済団体とも併せて検討しながら話を進めたいと思っています。

#### 岩本委員

特定地域づくり事業協同組合の設立には色々難しさが伴いますが、道内では1か所認定されているということですが、事業共同体の現状は、全国で令和3年8月3日時点において、17組合が認定されており、令和3年5月末時点の調査では70市町村が令和4年度までに認定の見込み、さらには、この70町村を含む94町村がこの制度を活用したいという意

向ですが、この94町村の中に、積丹町は含まれていないのですか。それともそういう意向を持って頑張っているということなのですか。

#### 平畠企画課長

積丹町は含まれていない状況です。

#### 岩本委員

特定地域づくり事業協同組合の設立には簡単な道ではありませんと思いますが、先般協議されました任期後の地域おこし協力隊の雇用の場などの受皿になっている事例もありますし、国も積極的な設立を促進する観点から交付税又は特別交付税措置などを用意して、各地方公共団体の積極的な取組を期待している中で、積丹町もこの制度を取り入れて、活用を図っていききたいと思っていますが、年次計画等についてまでは至っていないということですね。

また、地域の仕事の組合せも色々で、通年、フルタイムであったり、また、仕事を作ることは現状では容易ではないと思いますが、やはりこの計画を進めていくとなると、夏場はあちらで勤め、冬場はこちら、春、秋はどちらでも良

いわけです。この厳しい状況の中で過疎計画、持続的発展計画に取り入れた意気込みは感じますので、意気込みだけで終わらず活用し、過疎の町を少しでも活性化させていくことが必要だと思いますので、ぜひ前向きに進めてほしいと思います。

#### 松井町長

新しい過疎法でも厳しさが増す過疎地域に、どうやって振興を図っていくかという課題に取り組むために新しく生まれた法制度です。特別法で立ち上げる人材派遣を行う事業組合です。特色は、人材派遣事業を行う協同組合の事務局費用を国が財政支援することです。例えば、町地域活性化協議会が母体となり、現状の厳しい雇用情勢、労働力の確保で苦勞されている対策に取組むため、この事業組合を立ち上げ、事業展開する価値と可能性は非常に高いのではないかと思っています。改めて議会常任委員会での制度の概要について、ご理解をいただくと機会を頂ければ大変ありがたいと思います。

**石田委員** 総務費中、職員手当等の支出済額で、職員手当の時間外勤務手当の決算額はいくらですか。

**下山総務課長** 時間外勤務手当は、予算額348万5,000円に対し、決算額69万7,691円となっております。

**石田委員** 総務費の決算ですから、総務課職員の時間外勤務手当の支出だと思えますが、他課の職員等への支出はありませんか。

**下山総務課長** 令和2年度は、各課の支出予算について、不足額があった他課の職員1名分を支出しています。

**石田委員** 本来、各課で時間外手当を設定しているわけですから、予算補正等の手続をするべきだと思いますがどうですか。

**下山総務課長** 各所属の管理職が業務等の状況を見ながら、時間外勤務手当の不足等について協議しています。年度末の予算不足

は、予測がつかないこともあり、支出しているところ。です。

**石田委員** 管理職は忙しいと思いますが、課員の仕事の状況を把握するのも管理職の仕事ですから、年度末で調整がつかないという前に、議会も定例会は4回あるわけですから、その中できちんと補正してほしいと思います。

次に、勤務時間（8時30分～17時15分）を過ぎて夜間20時や21時頃まで仕事をしている場合を公務員として捉えていますか。

**下山総務課長** 17時15分以降には、各管理職が把握しながら時間外勤務をする職員に予め勤務命令を出し、勤務させていると認識しています。

**石田委員** 皆さんが時間外勤務命令を受けて仕事をしている理解でよいですか。

**下山総務課長** 各管理職がそれぞれ業務の内容等も把握しながら時間外勤務を行わせると認識していますので、時間外勤務の必要性

を判断し、時間外勤務命令を受けた職員は時間外勤務をしているものと判断しています。

**石田委員** 総務課長は、全員が時間外勤務を命じられて庁舎に残り仕事をしていると判断されていますが、時間外勤務命令を受けずに仕事をしている職員はいませんか。

**下山総務課長** 各課管理職が時間外命令簿での決裁により、それぞれ業務を把握して、残業の必要性を把握しながら命令する必要があると私は認識していますので、必ず各管理職が責任を持って職場内の状況を判断しながら時間外勤務を命令しなければならぬと考えています。

**石田委員** 総務課長の答弁はそのとおりだと思いますが、現実にはそうならないので、どう改善していくか問われていると思います。今までそういった形でなかなか時間外命令を取りたくても取れない職員がいる。予算がない中で自分だけで仕事を抱えて、スト

レスも溜まる。その中で採用された特に若い職員等は外に吐き出せずに辞めることもあるので、積丹町の将来を考えてもらい、現実をきちんと受け止め、逃げるのではない対応をお願いします。

**下山総務課長** 日頃職員も書類や議案の資料の作成、様々複雑な制度が目まぐるしく変わっている中での制度の勉強など本当に頑張っていることは私も十分承知しています。今後も管理職がそれぞれに、課内の状況をよく把握しながらの職場の環境作りは、やはり非常に大事なことで私も認識していますので、職場の環境作りの方法を管理職一同で考えながら、主査、また係員と共に進めたいと思っています。

**松井町長** 私どもは公務員としてルールの中で仕事をし、給与の中の一つである時間外勤務手当もルールの中で手当てされなければならぬものです。一方では、地方自治体の健全な行財政をどう確保していくかという国から全国の自治体に課せられている課題の一

つが人件費の抑制です。現実には勤務命令をしながらも時間外勤務手当が支給できないことになれば、総務課が全体の職員の人事管理、任用を担当する課ですから、できる範囲内の支給をすることは私は許されると思います。先般の議会でもできる限りの予算措置はするように努力したいと答弁しました。地方自治体の長の裁量でできることは最大限やっていきたいと思いません。先輩としてぜひ叱咤激励のご指導をお願いしたいし、またご忠告も含め、私どもの良き理解者として、町職員が一生懸命働き、熱意が湧くようにぜひ引っ張って

いってほしいことも申し添えます。

#### 石田委員

町長は時間外手当の支給という言葉で答弁しましたが、私は職員採用の話を一一般質問でさせてもらいましたが、職員数が間に合っているかの話になると思います。ただ、時間外勤務手当の予算枠があって、その枠は、政府から抑制されて、これだけの率でしか予算化できないことは当然分かります。では、なぜこれだけ職員が残っているのでしょうか。

制度の勉強や議会資料の作成もありますが、現実には日常業務で時間外勤務手当を求められないというのが現状です。職員が日常業務について課長と話をして、今日はこの仕事をするので時間勤務させてくださいとした時、逆に課長は業務量を把握した上で、時間外勤務を次の日にどこまで出来たか確認するような体制を作っていたら、れば大変ありがたいことを申しているわけです。

#### 松井町長

必要な予算については最善を尽くして配慮する努力をしてみたいです。

後段のご指摘は、今この場にいる管理職全員かどうかは分かりませんが、部下職員の仕事をよく把握していないとも理解されます。また、部下とのコミュニケーションが取れていないことも指摘されたのではないかと。あるいは、時間外勤務手当の予算がないから、予算の増額を町長、総務課長、財政担当課長に言えないようなことで捉えているとしましたら、この場にいる管理職員は複雑な思いで今聞かれたのではないかと感じて

います。改めて、管理職会議でその点について指示したいと思えます。私は、全ての職員が望ましい自治体職員像を常に忘れず、切磋琢磨して頑張ってもらっていると感謝しています。議会への提出資料や議案書、説明資料も石田委員を含めて歴代の職員の皆さんの努力の積み重ねの結果だと思っております。

#### 石田委員

地域情報通信基盤施設運営費備品購入費30万3,000円の予算に対し、支出ゼロの理由は何ですか。

#### 平島企画課長

IP告知端末機関係の備品費で、予備の備品で対応できたことから、支出がなかったという状況です。

#### 石田委員

統計調査費の役務費10万7,000円は、予算上では国勢調査等の役務費で計上されていますが、支出ゼロの理由は何ですか。

#### 平島企画課長

郵便料等の予算ですが、通信運搬費の支出は無か

ったという状況です。

#### 田村委員

以前から町長とは町民と役場職員との格差をよく論じてきました。私はいつも漁に出ています。12月から3月の時化が続く時期も新聞を読むことがなかなかできません。私たちがボランティアで町の仕事を手伝うときでも役場職員は日当が払われていますし、保険も掛けられています。私たちが怪我をしたら誰が責任を取るのかという乱暴なことにもなりかねます。



▲令和3年度に更新した新しいIP告知端末機

そこで職員が、大きな負担を持って残業するのなら、私はやるべきだと思いません。改善策として課長や部下の間で連携があつて残業したときに、町民のための仕事だと思つて負担にならなければ良いが、負担になるのであれば私はやはり避けるべきだと思います。



### ★3款民生費

**岩本委員** 老人福祉費中、第9次積丹町高齢者保健福祉計画事業の予算がありますが、冊子は何部作つたのですか。

**加藤住民福祉課長** 議員の皆さんや関係各所の委員の方、策定委員会委員、関係する職員に配布しており、約50部作成しています。

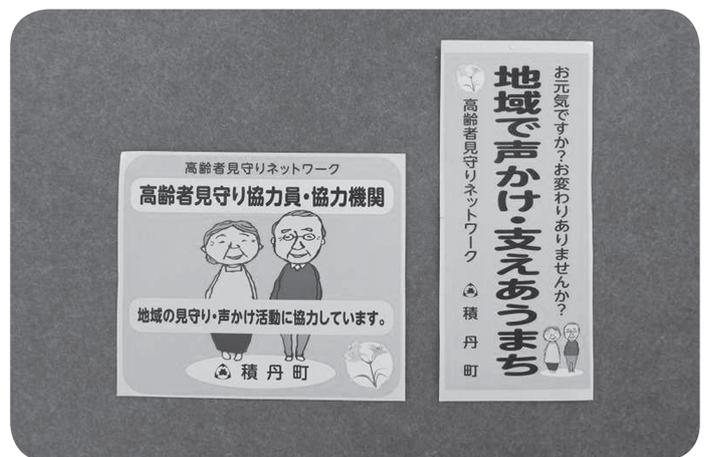
**岩本委員** 計画の中身について、第5章の高齢者施設の展開の第2節、健康づくりと介護予防の推進という項目の中で、基本健康診査が令和2年度242名、令和3年度見込み297名、また訪問指導が令和2年度130名、令和3年度見込み160名となっていますが、令和3年度はもう12月ですが、目標達成の見込みをお知らせ願います。

**加藤住民福祉課長** 基本健康診査の目標達成について、申し訳ございませんが、ただいま手元に詳細資料がございませんので、後ほど答弁させてほしいと思います。ただ、全般的に言えますことは、

このコロナの状況の中で人が集まるところに行きたくないということから受診者が令和2年度、3年度も減少している状況にあります。

**岩本委員** 目標数値を高く設定するのは良いですが、例えば基本健康診査で、令和2年度は242名の実績しかないのに、令和3年度は297名と大幅に増やしており、訪問指導も令和2年度は130名の実績で、令和3年度は160名に増やしています。コロナ禍であつても目標を高いところに置くことは良いのですが、甘い計画であれば、あまり効果がないのではないかと思ひました。同じく第5章の第3節に高齢者の尊厳を支える地域ケア体制の推進、いわゆる高齢者見守りネットワークですが、この見守りネットワークのフロー図が書かれておりますけれども、その中に見守りの必要な高齢者独り暮らしと夫婦のみ世帯等とあります。この見守りが必要な高齢者独り暮らし、夫婦のみの世帯等の現在把握しているそれぞれの対象人数を教えてください。

**加藤住民福祉課長** 独居世帯367世帯、高齢者世帯529世帯です。通常の見守りの部分では民生委員、町内会長の協力を得て、何か異常があつたらお知らせいただくことをお願いしています。そうした中、緊急通報システムを付けている世帯は、特に体が弱い等の緊急性があるところで現在10世帯に付けております。また、今後は3世帯に追加して付ける予定となっております。その内、通報システムを付けている世帯は、例えば



▲高齢者見守りネットワークステッカー

新聞が何日分かたまっていて等の通報が今年度は9件ありました。親戚や家族の方に連絡を取り確認したところ、病院に入院していたり、病院に通院するために親戚宅に何日か行っていたなどでした、孤独死などの案件は今年はない状況です。

先ほど答弁保留しておりました基本健康診査の件ですが、今日現在、令和3年度は157名の実績です。計画数値が過大ではないかとのこと指摘でしたが、計画策定した時点で国から目標値を対象者の60%にするよう指導があった中でこの目標を立てたということです。令和2年度につきましては、計画242名に対し、235名の実績となっております。この内、受診されない方、普段病院に通っているから受けなくても良いという方が多いのですが、今現在、そちらの主治医の先生から例えば血液検査したデータ等を受領することで、基本健康診査を受けた実績に含めても良いということになりました。令和2年度についてはデータの提供が7件です。令和3年度についてはさらに余市医師会から小樽医

師会にもデータの提供を求めており、今後そういった部分で受診者の実績は増えてくるものと考えています。

#### 岩本委員

見守りネットワークについては、自治会長や民生委員に協力を得ているということでしたが、この協力員の中にお隣や近所を協力しても良いという方々がいるならば、はっきりと担当者として張り付けたほうが良いのではないかと思えます。民生委員さんや自治会長さんよりもやはり隣近所に住んでいる方が一番その人の実態というものを存じだからです。これからは積丹町は高齢者も減っていくでしょうが、人口も減っていくので高齢化率というのも低くならない気がしますので、積丹町の場合は認知症対策が非常に問題になっていくのではないかと思います。国保診療所の診療を受ける患者自体に既にそういう認知症、あるいは疑われる人が通院にきているという現状が増えつつあるということでしたので、恐らく認知症になっていく方は自分はそのような状態だということは全然気が

が付かないと思えますし、だからむしろはつきりとお隣や近所の方で協力してくれる方がいたら、このお宅は誰々さんが担当をお願いしますねという体制づくりを願います。良いのではないかと思えますが、どのように考えますか。

#### 加藤住民福祉課長

現在も隣近所の方が見て、何かおかしいなと思ったら民生委員の方や町内会長に連絡し、そちらが中心になって見に行っていたかどうかというよう



▲役場1階に設置した健康コーナー

形になっていきます。それも正式に協力員として位置付けたらどうかというようなことかと思えますけれども、町内会とも相談しながら今後可能か検討したいと考えています。

#### 石田委員

児童福祉総務費の負担金補助及び交付金70万4,000円は、母子通園センター負担金や妊産婦健康診査、出産準備交通費ということで予算計上されています。と思いますが、この妊産婦健康診査、出産準備交通費補助金の決算内容を伺います。

#### 加藤住民福祉課長

当初8名の対象を想定し、予算額40万8,000円を計上し、利用実績は2名9万8,400円となっております。

#### 石田委員

出産された方全員が利用されている人数なのですか、それとも利用していないケースもあるのですか。

#### 加藤住民福祉課長

妊娠される母子手帳を受取りに窓口に来庁

されるので、その際、制度案内を  
していますが、中には里帰り出産  
をされる方もいますので、積丹町  
から他の町に通院し、出産した方  
が実績で2名のみということ です。

★4 款衛生費

**岩本委員** 予防費の需用費に積  
丹げんき応援 Wan 歩イント  
事業があります。こちら先ほど  
の福祉計画の中で、令和2年度が  
130名、令和3年度の見込みが  
180名と大幅に増加しています  
が、この事業の場合は町は努力す  
れば、少し見込みの割合が高いで  
すが、できる可能性があると思っ  
ます。計画より50名も多い見込み  
ですが達成できそうですか。

**加藤住民福祉課長** 令和2年度  
の実績は83名です。計画に対して  
大分低い実績となりました。少し  
無理な目標ではないかということ  
でございますが、特定健診にもつ  
ながる事業ですので、今後も景品  
を良くしたり、できる限り多くの  
方に参加してもらえようように努め  
たいと思います。コロナ関連交付  
金を活用しながら、物でつるわけ

ではありませんが、引き続き参加  
者を一人でも増やすよう努めたい  
と考えています。

岩本委員

積丹げんき応援 Wan 歩イント事業は、一定のポ  
イントをためた方に、応募・抽選  
により健康に関連した景品をプレ  
ゼントすることで、健康作りに対  
する意識の向上を図りますとあり  
コロナ関連交付金を活用して、少  
し景品を良くしたということす  
が、令和2年度は何名の方に、ど  
のような品物をプレゼントしたの  
ですか。

加藤住民福祉課長

令和2年度  
は、商品券(1,000円分)が  
83名、抽選で1泊2食2名の宿泊  
券(3万円相当)が2組、食事券  
(1名当たり6,000円)が4  
名分で合計2万4,000円、血  
圧計が3名に当たっています。そ  
の他、減塩健康志向食品類(減塩  
食品等)を34名にプレゼントして  
います。

岩本委員

健康関連の景品とな  
っていますので、血圧計等だけか

と思っていました。こだわること  
なく、商品券等をプレゼントし  
ているのは良いことだと思います。  
例えばお米などの生活必需品を景  
品にプレゼントしていくことも可  
能なのですね。どこの商品券をプ  
レゼントしていますか。

加藤住民福祉課長

商工会が発  
行している町内で使える商品券を  
プレゼントしております。

岩本委員

大変なコロナ不況で、  
地元商店も四苦八苦の状態ですの  
で、できれば地元商店とタイアッ  
プした景品で取組を進めてもらい  
たいと思います。もう少し対象者  
を増やす努力もやはり必要ではな

いかと思います。

この経済状況ですから、地元の  
商店も幾らかでも潤うと思います  
ので、この取組を積極的に進めて、  
健康診査だけではなく、一生懸命  
に町中を歩いている住民の姿が見  
られるように、積丹町の高齢者は  
元気だなどという姿が見られる取組  
をしてもらいたいと思います。

加藤住民福祉課長

できる限り  
町内の商店にお金を落とすような  
形で、令和4年度の内容も検討し  
たいと考えます。

石田委員

保健衛生総務費の委  
託料は、補正後53万5,000円  
になったと思います。当初予算で

健康づくり活動に参加して  
ポイントを貯めて当てよう！  
令和3年度 積丹げんき応援  
“Wan”歩イント事業

健康づくり活動に参加して15ポイント貯めて応募すると、  
抽選で健康関連景品が当たります。

健康づくり・特定健診やがん検診など各種健診等の受診  
活動とは？・明等が実施する健康づくり教室やイベント等に参加  
・はつらつウォーキングが健康事業に参加

積丹町内に住所を有する満19歳以上の方が対象です。  
(令和4年3月31日までに満19歳以上となる方)

①ポイントカードを  
手に入れよう！  
役場住民福祉課(保健担当) B&G海洋センター及び入籍・余別支所で事業参加の申込みをして「ポイントカード」を受け取ってください。

②ポイントを貯めよう！  
健康づくり活動に参加してポイントを貯めます。10ポイントで景品(商品券)と交換でき、更に15ポイントで健康関連景品が抽選で当たります。

③応募しよう！  
【ポイント付与期間】令和3年4月30日(金)～令和4年2月28日(月)  
ポイントカードに15ポイント貯まりましたら、役場住民福祉課にカードを提出して下さい。

期間中、10ポイント到達時にはもちろん、町商工振興会商品券1,000円分を贈呈します。

特賞 ヘルズツーリズムを体験  
小樽朝里クラッセホテル  
ペア宿泊券  
● 電子血圧計等  
その他健康関連グッズ

▲積丹げんき応援“Wan”歩イント事業

は浄化槽の保守点検8万3,000円を計上していましたが、支出済額7万1,800円ですので、補正の内容と不用額が発生した理由を教えてください。

**加藤住民福祉課長** 歯科診療所の医療提供体制整備事業システム改修で、マイナンバーカードと保険証を一体的にし、歯科診療所でマイナンバーカードで受付できるという機械を購入するもので、当時、令和2年度中に実施すると補助率が少し高いことから予算を組みをしましたが、半導体不足等があり、結果的には納期内に納められる業者がなく、45万円の予算を見ましたが、執行することができなかつたという状況です。

**石田委員** 環境衛生費の負担金補助及び交付金について、合併処理浄化槽設置補助金の令和2年度実績を教えてください。

**加藤住民福祉課長** 5人槽が7基1,066万1,000円、7人槽が3基498万6,000円の実績です。

### ★6款農林水産業費

**馬場委員**

農業振興費中、鳥獣

対策で、令和2年度は非常に熊の出没が多く駆除頭数も多かったと聞いています。鳥獣の目に見えない被害も非常に多かったと思いますが、ヒグマ、エゾシカ、アライグマの令和2年度駆除頭数を教えてください。

**岩間農林水産課長**

駆除頭数は、

ヒグマ4頭、アライグマ105頭、エゾシカ23頭の実績です。

**馬場委員**

負担金補助及び交付

金の中で、狩猟免許等取得事業補助金が当初予算で計上されていますが、何名の方が取組まれ、免許補助金は何名に交付したのか教えてください。

**岩間農林水産課長**

狩猟免許等

取得事業補助金の実績は、1件7万5,000円を交付しています。

**馬場委員**

この鳥獣対策は、や

はり道路や畑の周りの草刈り等は農家さん自身も整備していると思いますが、安全の確保が必要で、いきなり出くわして被害が発生するということにもなりかねませんので、農道、町道、国道の草刈りの励行等、様々な視点で住民の安全、さらには運転者を含めた安全への対応・対策を引き続き取り組んでもらいたいと思います。

**岩間農林水産課長**

町では農道

の草刈りは、生産活動センターに委託し実施しています。また、今年には特に北海道はヒグマの被害が多く、当町においても町民等から通報を受けていますが、その都度

速やかにIP電話による町民周知や警察への通報等に対応しています。引き続き、熊檻の設置等を含め、猟友会と連携したいと考えています。

**岩本委員**

農業振興費中、負担

金補助及び交付金に低利用町有農地活用対策事業補助金があります。が、地方創生推進交付金事業の中の体験型農場等整備事業についてお聞きします。積丹GINの原料となる約60種のボタニカルの栽培、生産に取組んでいます。観光機能を持つ体験型農場の活用は、ボタニカルの圃場整備、拠点施設のレンタル整備などにより、乗馬・馬車などの体験イベント等の本格的な事業化にも向けてテスト事業の取組を続けているとのことですが、今年度は5回実施し、64名参加ということですが、ボタニカルのこれまでの栽培、生産の数量はどのような状況なのですか。

**岩間農林水産課長**

補助金の実

績報告書には、ボタニカルの生産量の記載はありませんが、ボタニカルの定植数は、レモンバーム1



▲ヒグマの箱わな

50株、ラベンダーアングステイ  
フォリア5株、イエローヤロウ1  
50株、ニガヨモギ20株、フェン  
ネル80株、オレガノ5株、ベルガ  
モット8株、タラゴン50株、コー  
ンフラワー12株、ナスチウム2  
株等を定植した状況です。

**岩本委員** 今年度5回程実施し、

乗馬、馬車などの体験イベントも  
実施されたということですが、キ  
ャンプなどの体験イベントは実施  
されたのですか。また、実績はど  
うだったのですか。

**岩間農林水産課長** 令和2年度

のイベントは、農場ハーブの収穫  
体験、積丹半島ボタニカルツアー、  
木倒しイベント、ハーブスチーム  
サウナの体験等を実施しています。

**岩本委員** 町長の町政報告には、

乗馬体験も実施していると書かれ  
ていたのではないですか。ボタニ  
カルの圃場の参加は分かりました  
が、果たして乗馬体験まで実施し  
たのかと思ってお聞きしました。

**岩間農林水産課長** 町政報告で

令和3年12月14日現在、イベント  
は5回実施し、その内容は、ボタ  
ニカルの収穫体験や馬との触れ合  
い体験、ハーブ講座などの体験イ  
ベントを開催したと報告していま  
す。

**岩本委員** 馬は現在何頭飼育し

活用しているのですか。今後何頭  
まで増やす予定なのですか。

**岩間農林水産課長** 馬は2頭レ

ンタルしています。今後は、事業  
実施主体の体制にもよりますので  
確認が必要ですが、現時点は2頭  
ではないかと想定しています。

**岩本委員** 現在、まだ色々試

験的な取組の段階で、長い目で見  
てほしい、さらには、新型コロナウイルス  
ウイルス感染症拡大の厳しい状況  
の中にあるとはいうものの、観光  
農場対策は未だにこのような状態  
で良いと考えているのですか。

**岩間農林水産課長** このままで

良いと考えていませんが、事業の  
取組には、調査・研究をし、モデ

ル事業を行い、事業化までには時  
間がかかるものと考えています。  
これまで地方創生臨時交付金を活  
用しながら3年間調査事業等を進  
めてきましたが、今後町としても、  
実施事業者と連携・相談しながら  
進捗するよう対応したいと考えて  
います。

**岩本委員** 時代の流れが急速に

変化しつつある中で、息長く見守  
っていくこと、育てていくことが  
大事ではないかとの町長のお言葉  
ですけれども、地方創生交付金事  
業に関しては全てがそうですとは  
言えませんが、観光農場対策は、  
そう言うてはられない一面もあ  
ると思います。

**ホースセラピー**として観光農場

の一環に役立terるという企画があ  
ったと私は記憶しており、古平町  
共働の家とマッチングした取組を  
企画していることがあったと思い  
ますが、その企画はその後どのよ  
うな経緯で進捗しなくなったので  
すか。

**岩間農林水産課長** 平成28年に

地方創生臨時交付金を活用したホ

ースセラピーの試行調査業務を実  
施し、古平福祉会の方々が参加し  
て、イベントを3回開催していま  
す。当時、どさんこミュゼが実施  
主体となり、馬の各種イベントの  
開催や農地の活用と併せた体験型  
農場の観光振興策の検討の一環と  
して、ホースセラピー体験や勉強  
会を開催する試行調査を行いました。  
今後はその調査結果を基にど  
のように体験型農場に組み込める  
のか、現在の事業実施主体にお伝  
えたいと考えています。

**岩本委員** ホースセラピーもど

さんこミュゼさんと進めていくこ  
とも良いことではなかったかと思  
いますが、色々事情があつて残  
念だけでも進捗していないとい  
うことでしたが、それは事業が駄  
目になったわけではないのですか。

**岩間農林水産課長** 町が、事業

が駄目になったと言った記憶はあ  
りません。ホースセラピーには、  
例えば馬の手入れや乗馬などを通  
じて障害者の精神機能と運動機能  
を向上させる効果、教育の観点、  
また、スポーツレクリエーション

に關しても様々な効果があると言われております。その中で、今後どうしていくのかについては、試行調査の結果をどう生かすのか現在の実施事業者と連携しながら検討しなければならぬと考えています。

**石田委員** 美国漁港内の水産種苗生産センターについて質問します。建物周辺にイタドリや雑木が繁茂しています。雑木は軒先まで伸びており、建物に影響があると思われる状態です。夏には海底探勝船利用の観光客も来ることから、積丹町のイメージダウンにつながると考えますが、この状況を把握していますか。

**岩間農林水産課長** 令和2年度は、イベントの実施が無かったため、周辺の草刈り等を実施していない状況です。

**石田委員** 令和3年度の現在でもそのような状況です。イベントが無ければこのまま放っておくという認識ですか。



▲水産種苗生産センター（内部）

し、鉄骨の骨組み等が錆びています。今後の利用方法を検討されていると思いますが、観光客も集まる場所ですので、建物の崩壊等への対応をどのように捉えていますか。

**岩間農林水産課長** 老朽化の状況は、認識しています。これまで再利用など様々検討をしてきた中で現在に至っていますが、今できることは常に建物の状況を確認しつつ、崩壊の危険性があるとなれば、そこに立ち入らないような方法を取る対策が必要と考えています。

**石田委員** 骨組みが鉄骨造で、施設内で塩水を利用していた建物なので、腐食が激しい状況だと思います。鉄骨造で建てた建物は、柱や梁の部分が劣化しますと弱いものです。雪の荷重や風の影響も

そうですが、建物の負荷も考え、どこまで建物が保つのかという判断は難しいと思いますが、周辺で遊んでいる観光客や地元の子供達、

緑地に隣接する公園で遊んでいる方もいますので、倒壊による被害

が絶対ないようにきちんと目で確認し、対応を判断してもらいたいと思います。

次に水産振興費、負担金補助及び交付金の決算額565万9,087円の内、資源放流増殖事業補助金の実績を教えてください。

**岩間農林水産課長** 資源放流増殖事業補助金の実績は236万3,000円で、内訳はウニ種苗放流事業181万円、ヒラメ種苗放流事業55万3,000円です。

**石田委員** ヒラメ種苗放流事業はいつから始まっていますか。

**岩間農林水産課長** 平成8年から実施しています。

**石田委員** 平成8年度から補助されている、資源放流増殖事業補助金の効果をどのように評価していますか。

**岩間農林水産課長** 効果については、何をもって効果とするのか難しさもありますが、一つの見方としては水揚量や水揚高が一つの

指標になるかと考えています。町政報告参考資料（水揚金額等実績一覧表）では、ヒラメ22トンの水揚量となっております。年度によって変動もありますが、0トンになっていない状況を見ますと、一定の効果はあるのではないかと考えています。

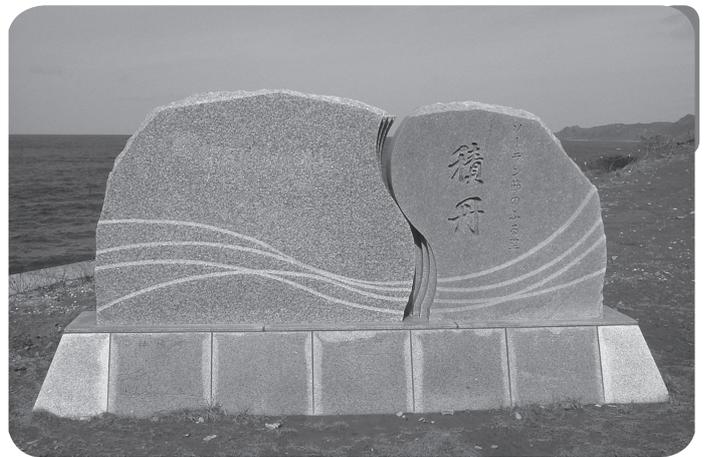
**石田委員** 事業効果を評価することはなかなか難しいのは理解しますが、町が補助金を支出しているわけですから、逆にもっと増やさなければならぬのではないかなど、今後そういった評価も出ることを常に考え、補助金の交付については要望等を踏まえ実施してもらいたいと思います。



### ★7款商工費

**石田委員** 沼前の観光トイレ横に設置する「ソーラン節の石碑」は、文字が経年劣化で全く何を書いているのか見えません。文字等を掘り出しているのですが、近づくで見ると思いしますが、逆に観光客がこれ何の碑だろうと思うような状況になっていきます。何年前からこのような状況なのか教えて下さい。

**松谷商工観光課長** 何年前から今のように文字が読めないような状況になっていくのか具体的な把握は出来ていません。石碑を今年度清掃した際、文字の他にニシンを水揚げしている絵も描いていますが、文字の部分だけでも私どもで書けないかと思い、市販の道具で書きましたが、かなりぼやけてしまい、逆に格好の悪い状況になっています。今、冬期間でするので、3月下旬、春になりましたらその部分を改めてきれいに直し、観光客の方々が見てもソーラン節の碑であることが分かるようにしたいと思っています。



▲沼前観光トイレ横にある「ソーラン節の石碑」

ました。私も見てきましたが、逆に悪いイメージを持たせるような修復方法ではないですか。そういう責任のない対応は止めてもらいたいと思います。

**松谷商工観光課長** 私達の管理が悪かったと思っています。ただ、一方でどのように修繕すればよいか検討した上で、厳しい財政事情もあり、自らが実施したことをご理解もらえればと思います。

**石田委員** 素人ができる修復ではないと思って、私は以前意見を申しました。言われたからいかにも矢継ぎ早に仕事をしたとしか考えられない状況になっているのは、何か対応がおかしくないですか。

**松谷商工観光課長** 石碑に限らず観光客に見てもらおう看板には、それぞれ点検等を実施し、商工観光課が自ら直せるものは直しています。石碑の修復方法は今後慎重に検討します。

**石田委員** 何年前からこの状況になっているのか具体的に分からないと何か人ごとのような答弁ですが、当然商工観光課で管理されていますよね。それなりの費用をかけて設置しているわけで、逆に観光客に悪いイメージを与えるようなことをずっと放置してきたわけです。以前に商工観光課長に専門家に診てもらい、費用面等の検討をしてみてもどうかとの話をさせてもらいましたが、それをその場しのぎの形で職員が行って修復し

**石田委員** 自ら直せるのであれば直したいという意欲は分かりま

すが、あの状態からは逆にお金がかかる状況になりませんか。文字や絵の部分だけではなくて、壁面全体に黒ずんでいる状態です。二度手間となることも考えないと、余計に負担が発生するのではないですか。

**松谷商工観光課長** ご指摘は確かにその通りだと思いますので、今後気をつけて対処したいと思います。

**★8款土木費**  
**佐藤委員** 道路維持費の工事請負費が当初予算から4,000万円増した内容は何ですか。

**上田建設課長** 年度途中に、社会資本整備総合交付金に係る補正をしています。内訳は町道維持補修工事430万1,000円、本陣黒松内線側溝補修工事115万5,000円、弁越橋解体工事1,815万円、中山橋長寿命化修繕工事1,111万円、島武意通り線道路改良工事1,067万円です。

**佐藤委員** 道路除雪費の委託料は、当初予算が除雪費5,000万円、流雪溝施設管理委託料が820万円ですが、3,000万円増額したのは除雪費ですか。

**上田建設課長** 降雪量が多かったため、除雪費を追加補正したものです。除雪費実績は7,936万5,000円、流雪溝実績は800万2,500円です。

**佐藤委員** 流雪溝設置管理委託料、当初予算820万円の内訳を教えてください。

**上田建設課長** 役場庁舎内の流雪溝に関わるシステム等の点検委託業務352万円、冬期間の巡回パトロール業務が448万2,500円です。

**逢坂委員** 河川維持費中、工事請負費の内訳を教えてください。

**上田建設課長** 融雪時期の河口閉鎖除去工事が71万5,000円、昨年12月の大雨により茶津川護岸の一部が破損したための応急工事

50万6,000円です。

**逢坂委員** 閉鎖除去工事を実施したのは、どの河口ですか。

**上田建設課長** 茶津川、日司川、西河の川、余別川の一部です。神岬の柵泊川の河口閉塞による玉石の除去工事もしています。

**逢坂委員** 河口閉塞箇所は分かりましたが、入舸川はなぜ工事をしないのですか。入舸地区からの要望はなかったのですか。

**上田建設課長** 工事は融雪時期の河口閉塞に伴って川が増水し、地域に被害をもたらす危険性がある河川で実施しました。ただ、入舸川と日司川は、河口閉塞より河道内の草等が伸びて、川の流れが見えないことに、入舸・日司地区の住民から要望が上がっています。近年は局地的な大雨が降る傾向から、令和2年度にコロナ関連の地域創生臨時交付金事業で日司川と入舸川の安全基礎調査を実施しています。結果として護岸の洗掘など色々な危険箇所が発見さ

れている状況です。入舸川と日司川の護岸は、昭和40年代に造られ、いつ増水して地域の生命、財産が奪われるか心配があり、雨が降るたび地域パトロールを強化している場所でもあります。今後この河道整備について、国は、日本中大雨によって多くの川が氾濫している実情から特別な起債事業を新たに創設しています。関係機関に要望を行いながら、川の改修整備工事を進めていきたいと検討しています。しかし、災害は待つてはくれませんので、応急的に整備が可能な箇所は、新年度予算により予防対策を講じたいと考えています。

**逢坂委員** 入舸川の河床に堆積物が溜り、年々高くなっている話を伺っています、地域住民はとも不安に思っていますので、新年度予算でも結構なので、よろしくお願いします。

**石田委員** 土木総務費の公有財産購入費、予算額60万円に対する決算額19万7,600円の内容を教えてください。

**上田建設課長**

地籍調査事業で

判明した未処理用地の買収費で、公衆用道路として、1筆19万7、600円です。

**石田委員**

美国地区、幌武意地区、入舸地区での地籍調査は市街地部分を完了していますが、現在、町道敷地に民地と民地以外の公有地が未処理用地として何件残っているか教えて下さい。

未処理用地は、174件、141筆残っています。幌武意地区は20筆、入舸地区は54筆です。

**上田建設課長**

美国地区の町道

未処理用地は、174件、141筆残っています。幌武意地区は20筆、入舸地区は54筆です。

**石田委員**

地籍調査で境界が確定し、相当数の未処理用地として残っている現実があります。その中には、当然相続も発生すれば、生存者の所有地もあると思います。事務処理が遅くなるほど相続権者が広がり、処理に時間を要すると思います。ですが、一番初めの調査地区は平成20年に完了し、14年経過したわけです。なぜ未処理用地の問題に手をかけないのですか。

**上田建設課長**

平成25年度から

様々な未処理用地の対応を実施しています。今まで対応した用地は、全部で27筆あります。その中には、河川改修事業、道路側溝改修工事等のものもあります。未処理用地処理が長引くほど相続物件が複雑になってきますので、今後も精査しながら引き続き処理していかなければならないと思っています。

**石田委員**

相続物件は相当数あるのも理解しています。ただ、それでも土地の立会に当たっては代表の人に来ていただき、境界確認をしてもらいますが、その後の事務処理が何もされていないことは、土地の所有者・代表者にとって、町は自分の土地を使用しながら何も手続きをしていないということになります。事実が分かっているから、無償賃貸借契約もしないです。と推移しているわけです。未処理用地の事務処理が遅れて、すぐに買収できなくても無償賃貸借の手続きをし、実際土地を買うときに町が信頼を得られるような事務を執っていたらいいのです。

**上田建設課長**

確かに現地立会

でのときに地権者の了解をもらうため、道路敷地のみ出しが、判明したことを確認してもらっても、それがずっと保留のままになってきています。美国川河川改修事業に伴って地図混乱地域が判明して事業が着手できないことから地籍調査事業が始まり、各地区に色々というはみ出している用地が見つかったわけです。これら建設課としましては道路のみならず河川、町の公共施設にも色々な未処理用地があるということは確認しています。あまり長引くとかえって複雑になります。今の筆数を一遍に全部対応するのをいつまでにできますかという事は確認できませんが、関係機関と協議し、何とか早急に対応できるように努めたいと思います。

**石田委員**

用地買収になると、

相続の問題があるので、難しさはよく分かりますが、すぐ買収できないが、今道路で使っている土地を無償賃貸借契約してもらおう事務はできると思うのです。町有地に民間が建物を建てたら賃貸料を取

ります。今も相手から賃貸料の請求もないわけですから、手続きをきちんとして、後から請求されないように早急に対応することも必要ではないですか。

**上田建設課長**

それら未処理用地は何とか頑張り対応したいと思います。

います。

**石田委員**

早い段階で事務を執

つてもらい、後々町に損害を被らないように対応してもらいたいの

**馬場委員**

除雪費の原材料費で

すが、予算額5万円に対し、支出額4万2、900円は、滑止め対策で昨今、国道、道道、町道でも横断歩道や坂道等にはかなりの短い距離で砂袋を置している状況です。町内は風の強いところが沢山あり、量的に少ない気がしています。何箇所を設置しているのですか。

**上田建設課長**

幌武意、入舸、

日司地区の3箇所配付しています。幌武意地区は水産会社のトラ

ツクが通行する場所を自分たちでまくから置いてほしいということ。土のう袋に入れて、砂を1袋置いておきます。日司地区も自治会から必要な状況になれば自分たちでまくので会館に置いてほしいという事で年前に必ず配付しています。入舸地区にも時々欲しいという住民がいますので、入舸支所に配付し、欲しい方が取りに来ることにしています。

**馬場委員** 非常にニーズを踏まえてよく対応してもらっていますので、もっと広く周知しながら、万全を期してほしいと思います。

次に除雪費委託料ですが、令和元年度も総額1億円を超す実績で令和2年度も多大な事業費をかけていますが、冬の交通安全や暮らしに大事な除雪ですので、担当職員も請負業者も一生懸命対応しています。町民の実感として、除雪が悪いときの思いが大きいため「今年の除雪対応は良くない」などの声が多く出ることも事実です。除雪の出勤体制が一夜の積雪深10cmですが、温暖化が進んだ今、降雪5cmでも雨が降ると路盤が緩ん

で歩きにくくなるので、せつかくかけたお金の価値が実感できる、状況に応じて工夫した方法を関係機関等が協議の上、今年度もまだ途中です。町民の安心・安全・安全子供達やお年寄り、運転者を含めて除排雪の効果が実感できるような体制で実施してほしいと思います。

**上田建設課長** 毎年、国、道に警察を含めた除雪対策会議を開き、道路管理者が連携した除排雪の重要性を確認し合いますが、交差点の段差、見通しの悪さは依然として解消されていません。オペレーターも一生懸命に排雪箇所の雪取りをしています。予定どおり雪置場を片づけられない等、私も含めて除雪業務は毎日の反省が尽きません。また、除雪機械の運転手も高齢化を迎えており、平均年齢は50歳代位になっていますが、どうしてもベテランの腕が良いという声があります。現在は若い年齢の運転手も増えて、一生懸命除雪をするのですが、ベテランとの腕の違いで上手くできず、苦情も実際に受けています。他にも空家から

の落雪等諸問題がありますが、除雪は雪が降る以上続きますので、地域建設業者と協力しながら住民目線で安心できる道路の確保に努めたいと思います。

### ★10款教育費

**佐藤委員** 事務局費の工事請負費は、補正後2,472万円ですが、内容を教えて下さい。

**山崎学校教育課長** 公共学校情報ネットワーク環境施設整備工事を、第6回臨時会で補正しています。内容は児童生徒に1人1台配備される端末機械を学校側のネットワークにつなぐための環境整備工事です。

**田村委員** 教員住宅について、空き住宅が5戸ありますが、教員住宅で教員が少ないということではなく、余市町など町外から通われていると思います。これまで議員からは地元に住んでもらいたいの意見が何度もありましたが、私は、今そんな時代なのかなど思っています。私たちはここで生まれ育っているから、これが当たり

前ですが、例えばコンビニの無い所に単身で住むのは非常に厳しいことだと思えます。学校の区域に張りついて仕事をする考え方も撤廃すべきだと思います。1時間以内で通えるようなら行動範囲内と判断するなど、何らかの線引きをした上で、教員住宅の再利用等の方法を考えた方が良いかと思えます。教職員が結果として、そうして充実した環境で働けられたら、仕事の能率も上がります。また、ペットと共に暮らすことも一軒家であれば可能になると思えます。私は考えを改める時期が来たと思います。教育長はどのように思いますか。



## 十河教育長

当町は、小中学校

の教職員の住宅を各学校の校区内に整備をしています。必ずしも教職員全てが入居できる戸数を整備していませんし、また、積丹町内に住まわずに他町村の住まいから通勤されている教職員もいるのが現状です。入居公宅は全部で17戸、空公宅5戸という状況です。昨今の状況は、教員住宅を整備せず、民間の借家等に入ってもらって、民間の借家等に入ってもらって、他市町村も承知しています。当町には、交通の利便性の問題もありますが、地域では、教員はその校区に住んでほしい要望も現実にあります。

近年の働き方改革のほか、教頭の成り手が非常に少なく、女性管理職の成り手も少ないことなどがあり、その原因として考えられる理由の一つに、家庭での子育ての問題等があります。夫婦共に教員の場合、女性教員が本宅を離れて、当該学校に単身または家族、子供を連れて移ることが現実的にはなかなか難しいのが実情です。今年度、当町は、余別地区で余別小学校に勤務する教職員が入居する住宅を建設しています。教員住宅に

入居することを強制できませんが、

日常的に地域や学校の子供たちのことをよく知ってもらうことを考えれば、住んでもらえたら大変ありがたいがたく、うれしく思います。また、特に若い教職員は自宅を所有することが難しい場合もありますので、借家の場合は住居手当は道から出ますが、十分な額でないケースもあり、逆に教員住宅に住みたいという方もいますので、当町はそうした状況から住宅の整備をしています。

その年によつては教員住宅が埋まっています。入居できないこともありますが、そうした状況も踏まえます。今後の教員住宅の整備を考えていく必要があると思っています。

## 田村委員

子供の減少で複式学級等

に変わっていく中で、空き住宅が増えるという状況も出てきますが、何よりやる気が出て職場で気持ちよく思い切り働く為には、一番大切な環境を考慮する時期が到来していると思います。ネットワークも便利になってきましたから、安心して学校に勤めてもらうことができる環境づくりが大切だ

と思います。

## 十河教育長

教員は、当町の教

員住宅に必ず住まなくてはならない規制はありません。できるだけ住んでほしいとの思いは勿論ありますが、最終的には教員の判断によるものと思います。教員の働く環境について、今現在、当町に勤務されている教職員を見ますと、車で1時間程度かけて通勤されている教員もいますので、果たしてどのような形が望ましいのか、各教職員の様々な家庭の事情や理由に合わせて教職員自らがきちんと判断していると思っています。

## 田村委員

当たり前ですが、通

勤している教職員に注意してもらいたいのは冬期間の車の安全対策です。良いタイヤを履くこと、保険に加入すること、ゆっくり走ることだけはしっかり伝えてほしいと思っています。

## 十河教育長

教育委員会では、

毎月定例の校長・教頭会議の際には児童生徒の交通安全を含む安全確保、教職員の交通事故・違反の

防止を指導するよう指示しています。冬に長い距離を車で通勤する場合、その分危険もありますので、引き続き指導したいと思っています。

## 石田委員

工事請負費について、

予算額に対し約3分の1が不用額となつていますが、不用額を減額補正する時期がなかったのか教えてください。

## 山崎学校教育課長

学校側のネ

ットワーク環境整備工事で、参考見積りを徴取し最低価格2,247万600円で予定価格を組み、入札しましたが、落札率65.37%の結果により不用額が発生しました。減額補正については、工事完了が2月末までということ、定期的に難しかったものです。

## 石田委員

役務費について、校

務支援システム利用手数料が42万3,000円で、小学校費と中学校費が同額で予算計上されており、内容をお知らせします。

## 山崎学校教育課長

校務支援シ

ステムは、ある程度教員数がある

学校で運用するシステムですので、  
美国小学校と美国中学校のみの利  
用料です。

#### ★財産に関する調書

**石田委員** 木造と非木造区分の  
考え方について、補強コンクリー  
トブロック造の考え方を教えてく  
ださい。

**平阜企画課長** 耐火構造及び準  
耐火構造の住宅を除き、簡易耐火  
構造の平家建ては木造建物で、そ  
れ以外のものを非木造建物として  
財産台帳を整理しています。

**石田委員** 簡易耐火構造の平家  
建は木造で、二階建ては非木造と  
いう理解でよろしいですか。

**平阜企画課長** 二階建は、非木  
造です。

※令和2年度積丹町国民健康保険  
事業特別会計・直診勘定

★歳入歳出一括及び実質収支に関  
する調書

**石田委員** 医業費の使用料及び  
賃借料について、予算の内容は酸  
素濃縮器の賃借料でしたが、予算  
額9万8,000円に対し、支出  
済額がゼロになった理由を教え  
てください。

**小澤国保診療所事務局長** 町内  
在住者等で主に他の医院等から在  
宅酸素の必要があると処方された  
患者に、実施していますが、対象  
者が絞り切れないため、例年、不  
測の事態に備え、概ね2〜3か月  
分の予算を措置していましたが、  
令和2度は使用する患者がいなか  
った状況です。

**石田委員** 令和2年度以前、2  
〜3年位前にそういった患者はい  
たのですか。

**小澤国保診療所事務局長** 実際  
のところいません。急に処方され  
た場合に備えて、毎年度予算を措  
置している状況です。

※令和2年度積丹町国民健康保険  
事業特別会計・直診勘定

★歳入歳出一括及び実質収支に関  
する調書

## \*\*議員活動\*\*

# 後志町村議会議員研修会

令和3年度後志町村議会議員研修会が、令和3年11月24日ニセコ町で開催され、後志管内19町村から多くの議会議員が参加されました。

研修会ではしっかりと感染症対策を取りながら「議員力の向上に向けて～質疑・質問編」と題し、(株)地方議会総合研究所代表取締役であり、明治大学政治経済学部講師を務める廣瀬和彦氏に具体例を織り交ぜながらご講演いただき、今後の議会での質疑等にすぐにも役立つ有意義な研修会となりました。



▲議員8名が参加した研修会

# 議会議員要望活動 民間施設の視察を実施

令和3年12月27日に、北海道開発局（札幌市）、小樽開発建設部を訪問し、松井町長、茂木東しゃこたん漁協組合長（積丹町地域マリンビジョン検討協議会構成団体長）とともに、議会議員全員による「第3種美国漁港整備促進に関する要望活動」を行い、同要望書を提出しました。

美国漁港は、本町の基幹産業である漁業の生産基盤施設として重要な役割を担っており、



▲北海道開発局での要望

その施設整備と特に茶津地区の新規着工は長年の懸案となっていました。この度、国の新たな美国漁港整備計画が決定されたことにより、漁業者をはじめ地域をあげて新たな計画事業の促進に期待が寄せられていることから、美国漁港施設の着実な整備推進と併せ、余別漁港施設の老朽化対策の促進について要望してまいりました。

また、同日は北海新聞社（札幌市）にも訪問し、温泉施設の民間譲渡に向けた優先交渉権者代表（当時）が別会社として運営する民間施設「コワーキングスペース」を視察しました。代表から概要説明を受け、その活動実態の一端を把握してまいりました。引き続き、公私ともに本町に造詣が深い北海道新聞編集委員からは、「神威岬と積丹町の秘められた観光資源への期待」と題して、町外者からの視点で講話をいただき、大変興味深く拝聴し、有意義なものとなりました。



▲コワーキングスペースの視察

- 「議員派遣」とは、議会が議案の審査、事務の調査、要請等のため議員を派遣すること。（派遣の決定は、目的・場所・期間・派遣議員、その他必要事項を明らかにしなければなりません。）
- 「コワーキング」とは、事務所・会議室・打合場所等を共有しながら独立した仕事を行う共同ワークスタイルを示します。

## 議会の主なる動き

十二月

- 10日 議会運営委員会
- 14日 第4回積丹町議会定例会（第1日目）
- 15日 第4回積丹町議会定例会（第2日目）
- 〃日 決算審査特別委員会（第1日目）
- 16日 決算審査特別委員会（第2日目）
- 17日 決算審査特別委員会（第3日目）
- 〃日 総務文教常任委員会
- 〃日 産業建設常任委員会
- 〃日 第4回積丹町議会定例会（第3日目）
- 22日 北後志衛生施設組合議会第1回臨時会及び北後志消防組合議会
- 27日 第2回臨時会 余市町（岩本議長）
- 要望活動及び民間施設視察 小樽市・札幌市（全議員）
- 一月
- 4日 市場初セリ 古平町（岩本議長）
- 9日 積丹町成人式（岩本議長・山本議員）
- 21日 第1回積丹町議会臨時会
- 〃日 総務文教常任委員会
- 〃日 産業建設常任委員会
- 二月
- 8日 第2回積丹町議会臨時会
- 〃日 総務文教常任委員会
- 10日 北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会
- 小樽市（岩本議長）
- 〃日 北後志衛生施設組合議会議員協議会 余市町（岩本議長）
- 16日 後志町村議会議長会定期総会及 俱知安町（岩本議長）
- 17日 広報編集特別委員会
- 21日 北後志消防組合議会第1回定例会及び北後志衛生施設組合議会第1回定例会 余市町（岩本議長）
- 28日 後志広域連合議会第1回定例会 俱知安町（岩本議長）

## 議会一〇メモ

### 義務費の削減、減額に対する再議と 原案執行権

「義務費」とは、町の義務として当然に負担しなければならない経費などであり、一部を例示すると次のようなものがある。

- ① 法律又は条例で町が負担することを定めている経費（職員給与費など）
- ② 行政庁の職権に基づく命令で町が支出している経費（道路分担金など）
- ③ 事務を他の市町村に委託した場合の費用（パスポート申請発行経費など）や一部事務組合の負担金（し尿収集処理経費など）

がこれに当たる。

これらの義務費にかかる予算を削減又は減額されると町としては、法律上の義務を果たし得ないことになるので、議会が義務費を削除又は減額した場合、町長は理由を示して『再議』に付さなければならない。これに対し、議会が再び当初の議決と同しく削除又は減額をしたときは、町長はこの義務費に限って、議会の議決にかかわらず支出できることになっており、これを町長の『原案執行権』と呼んでいる。

言い換えると義務費については、本来議会に修正権がないといふことであり、議会としては、計上された義務費の金額が果たして義務費であるか、その金額に誤りがないかを審査することになる。

(R3年11月～R4年2月)

○出席・□遅刻・△早退・×欠席

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名 項目	年月日
岩本幹兒	馬場龍彦	逢坂節子	笹山義治	海田一時	佐藤晃	石田弘美	山本俊三	田村雄一		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務文教常任委員会	R3.11.29
○	○	○	○	○	△	○	○	○	産業建設常任委員会	R3.11.29
○	○	○	○	○	○	○	○	○	議会運営委員会	R3.12.10
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会(一日目)	R3.12.14
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会(二日目)	R3.12.15
○	○	○	○	○	○	○	○	○	決算審査特別委員会(一日目)	R3.12.15
○	○	○	○	○	○	○	○	○	決算審査特別委員会(二日目)	R3.12.16
○	○	○	○	○	○	○	○	○	決算審査特別委員会(三日目)	R3.12.17
○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務文教常任委員会	R3.12.17
○	○	○	○	○	○	○	○	○	産業建設常任委員会	R3.12.17
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会(三日目)	R3.12.17
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1回臨時会	R4.1.21
○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務文教常任委員会	R4.1.21
○	○	○	○	○	○	○	○	○	産業建設常任委員会	R4.1.21
○	□	○	○	○	○	○	○	○	第2回臨時会	R4.2.8
○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務文教常任委員会	R4.2.8
○	×	○	○	○	○	○	○	○	広報編集特別委員会	R4.2.17

# 編集後記

弥生3月に入りました。春というのは暦の上だけで、全町が「特別豪雪地帯」に指定されます本町は、まだまだ冬景色のままです。除雪作業で疲れた心と体には、暖かな春の日差しと早い雪解けが待ち遠しいこの頃です。例年この時期、今年も家庭菜園に何を植えようかあれこれ迷いながら思案することが多くなりますが、これもまた楽しみの中のひとつになっています。この辺りでは珍しい作物の育成にも未熟ながら挑戦しており、収穫量を前年より増やすことを目標に頑張っています。

この農作業で心地良い汗をかくと健康につながり、休憩で腰を伸ばせば、地の利で本町が誇る美しい岬や積丹ブルーの海を眺めることができます。気分も体も爽快になりますので、菜園にいる時間がついつい長くなります。

昭和の歌謡曲に、「♪北は寒いからね／春は遅いさ五月だよ／人のいいことだけは内地の人には負けないよ♪」という一節があります。半島先端の厳しい気候から積丹の春はいつも遅れてやって来ますが、町民持ち前の「助け合いの精神」と「我慢強さ」で残る冬に負けないで皆さんと共に春を待ちたいものです。

(龍)

びくに保育所  
～節分会～

委員長 笹山義治  
副委員長 馬場龍彦  
委員 石田弘美  
委員 佐藤晃  
委員 逢坂節子